

豊中市環境影響評価技術指針

令和4年4月

目次

第1章 総論	1
第1節 趣旨	1
第2節 改定	1
第3節 用語	1
第4節 その他	1
第2章 環境影響評価等の実施手順	1
環境影響評価等フロー図	2
第1節 環境影響評価計画書	3
第2節 環境影響評価準備書	6
第3節 環境影響評価報告書	7
第4節 事後調査計画書	7
第5節 事後調査報告書	7
第3章 図書の構成・記載事項	7
第1節 共通事項	7
第2節 計画書	8
第3節 準備書	8
第4節 報告書	9
第5節 事後調査計画書	9
第6節 事後調査報告書	9
第4章 評価項目並びに調査、予測及び評価の手法並びに事後調査	10
第1節 評価項目	10
第2節 調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法	10
第5章 個別的事項	11
第1節 大気汚染	11
第2節 水質汚濁	14
第3節 土壌・地下水	16
第4節 騒音	19
第5節 振動	22
第6節 交通	24
第7節 気象	26
第8節 生態系	29
第9節 景観	31
第10節 文化財	34
第11節 環境負荷	35
第6章 その他	36

環境影響評価技術指針

策定	平成17年	9月	1日
改正	平成30年	3月22日	
	平成30年	7月	1日
	令和4年	4月	1日

第1章 総論

第1節 趣旨

この環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）は、豊中市環境の保全等の推進に関する条例（平成17年豊中市条例第10号。以下「条例」という。）第61条第1項の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査（以下「環境影響評価等」という。）の適切かつ円滑な実施を図るため、その技術的な事項に関する指針を定めたものである。

なお、条例第61条第1項においては、技術指針には、次の各号に掲げる事項を定めるとしている。

- 1 環境影響評価の項目（以下「評価項目」という。）並びに調査、予測及び評価の手法
- 2 環境影響評価計画書、環境影響評価準備書及び環境影響評価報告書の作成方法
- 3 環境の保全の目標（以下「保全目標」という。）
- 4 事後調査の項目、手法、場所その他の方法
- 5 事後調査計画書及び事後調査報告書の作成方法（豊中市環境の保全等の推進に関する条例施行規則（昭和48年豊中市規則第39号）第25条）

第2節 改定

この技術指針は、条例第61条第2項に基づき、常に適切な科学的判断を加え、必要があると認めるときは、改定を行う。

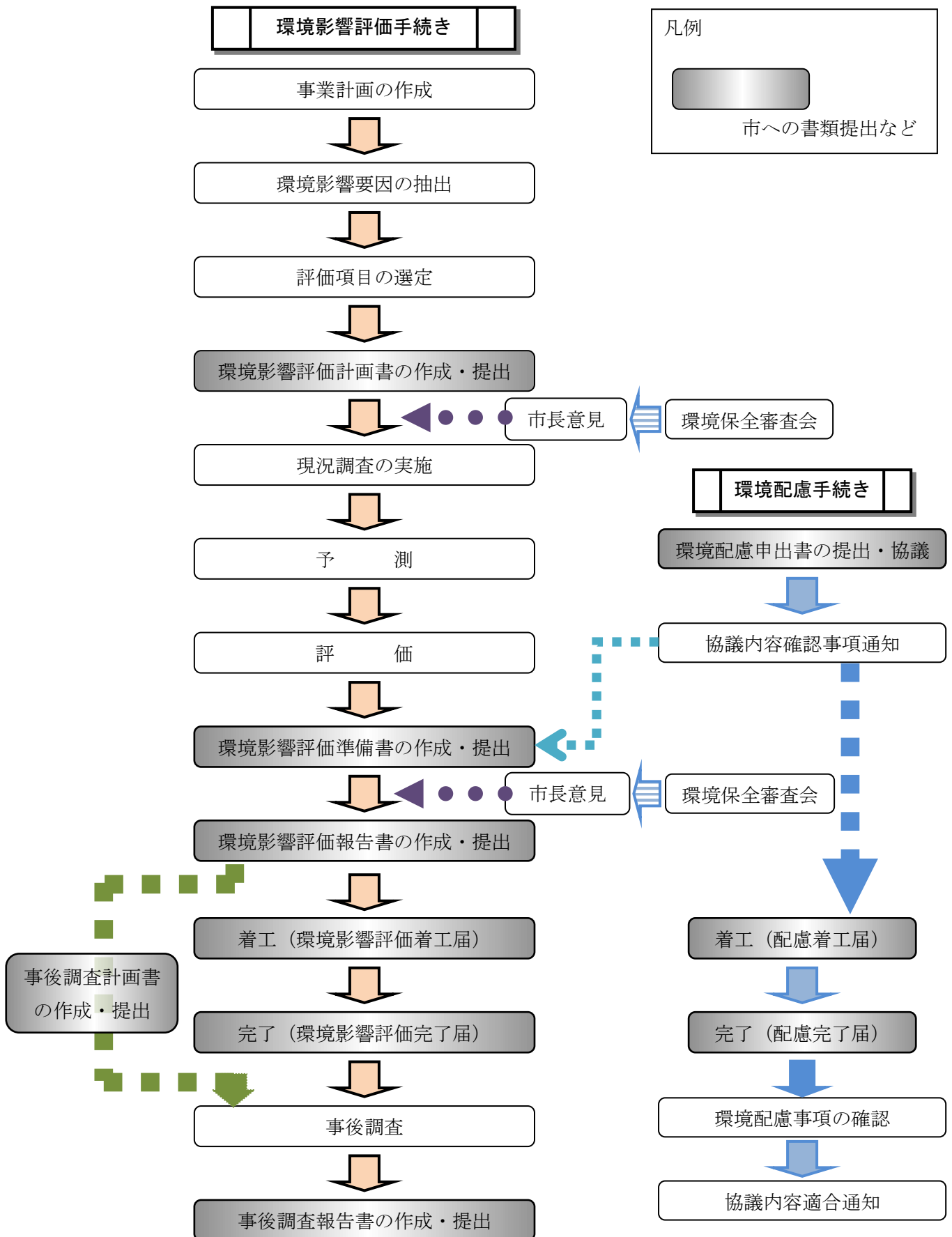
第3節 用語

この技術指針で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第2章 環境影響評価等の実施手順

環境影響評価等は、次のフロー図に従って行う。

環境影響評価等フロー図



第1節 環境影響評価計画書

環境影響評価計画書（以下「計画書」という。）の作成に当たっては、環境影響評価対象事業（以下「対象事業」という。）の事業計画の内容と対象事業の周囲の概況並びに周辺地域の環境特性及び地域特性（以下「周辺地域の環境特性等」という。）を勘案して、評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法の選択を行う。

計画書には、事業計画の内容及び選定、選択をした評価項目やその理由を明確にし、記載するものとする。

1 対象事業の計画内容等

対象事業については、その目的、計画内容及び計画を策定した経緯等を明確にする。これらについて、留意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 対象事業の計画内容については、評価項目の選定、調査手法及び予測手法の選択ができる程度の精度が必要である。対象事業の計画内容がこの精度に達していない場合には、類似の事例を参考にすることや、影響が大きい場合などを想定して評価項目等を選定する必要がある。
- (2) 対象事業の計画を策定した経緯については、環境への負荷の回避、低減、代償行為等の措置に照らしつつ、対象事業を実施しようとする区域（以下「事業区域」という。）の選定、施設の構造や工法等について、当該計画に至った検討の経過についても明確にする。
- (3) 対象事業と密接に関連し、環境影響評価を行う上で考慮する必要がある計画があれば、その内容を対象事業の計画内容と併せて明確にする。

2 周囲の概況の把握

対象事業が影響を及ぼすと予測される周囲の概況を把握するため、次の表に掲げる事項から環境影響評価等を行う上で必要なものを把握する。

調査範囲は事業区域の周辺地域が含まれるように設定し、調査は、原則として最新の既存資料（経年変化も含む。）の収集整理により行う。

なお、対象事業の計画立案段階などで行った現地調査の資料は、既存資料として利用することができる。

周囲の概況

項目	調査事項
人口等	人口分布、人口密度、人口動態等
産業	産業構造、産業別就業人口、工場等の発生源の状況等
交通・運輸	道路網・交通量、鉄道網・乗降客数等
土地利用	土地利用の概況、用途地域、農地等の分布等
水域利用	水域（地下水を含む。）の概況、水面利用、水利権等の状況、水利利用状況等
公共施設等	教育施設、福祉施設、病院、公園の分布状況等

項目	調査事項
公害等	公害の概況等
史跡・文化財	史跡、文化財の分布状況等
関係法令等	環境関連法令・条例・要綱、環境関連計画、対象事業関連法令等
その他対象事業の種類、周辺地域の特性により必要となる事項	

3 環境影響要因の抽出

対象事業による施設の存在や施設の供用による土地利用や地形の変化、汚染物質の排出、交通量・経路の変化など既存の環境に影響を与える可能性のある行為（以下「環境影響要因」という。）は、事業計画の内容、周囲の概況並びに周辺地域の環境特性等を考慮の上、適切に抽出するものとする。

4 評価項目の選定

評価項目は、次の表の大区分に応じ、それぞれ同表の小区分に定める評価項目の中から、抽出した環境影響要因を考慮の上、適切に選定するものとする。

また、選定しなかった評価項目は、その理由を明確にするものとする。

評価項目

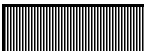


大区分	小 区 分
大気汚染	大気汚染に係る環境基準に掲げる項目、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準に掲げる項目、ダイオキシン類、大阪府環境保全目標に掲げる項目（府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準として大阪府が定めた基準。以下同じ。）
水質汚濁	生活環境の保全に関する環境基準に掲げる項目、人の健康の保護に関する環境基準に掲げる項目、ダイオキシン類、大阪府環境保全目標に掲げる項目
土壌・地下水	土壌の汚染に係る環境基準に掲げる項目、地下水の水質汚濁に係る環境基準に掲げる項目、ダイオキシン類、地盤沈下、地下水の水位、大阪府環境保全目標に掲げる項目
騒音	環境騒音（総合騒音）、工場・事業場騒音、鉄軌道騒音、低周波音、大阪府環境保全目標に掲げる項目
振動	環境振動、工場・事業場振動、鉄軌道振動
交通	自動車騒音、道路交通振動、交通量、大阪府環境保全目標に掲げる項目
気象	風向、風速、局地風（ビル風等）、気温、湿度等
生態系	陸生植物、陸生動物、水生生物、地域を特徴づける生態系
景観	自然景観、歴史的・文化的景観、都市景観
文化財	史跡、有形文化財、埋蔵文化財等
環境負荷	温室効果ガス、エネルギー等

5 評価項目に関する調査及び予測の手法の選択

選定した評価項目に関する調査及び予測の手法を決めるに当たっては、表1に定める事業規模による調査予測レベルに応じて、表2に定める各レベルによる調査及び予測の手法を用いるものとする。ただし、事業計画の内容や周囲の概況、周辺地域の環境特性等によっては、表1で定めるレベルより上位の予測レベルになることがある。

なお、選定した評価項目に関する個別の調査及び予測の手法は、第5章に規定する個別的事項の中から適切なものを選択する。また、必要に応じて、これらの調査及び予測の手法を選択した理由を明確にするものとする。

表1 事業規模による調査予測レベル

凡例 レベルⅠ  レベルⅡ  レベルⅢ 

事業区分・規模			調査予測レベル			
No.	事業区分	事業敷地規模	1 ha 未満	1ha 以上 2ha 未満	2ha 以上 5ha 未満	5ha 以上
			1	道路の新設及び改築の事業（4車線以上で、かつ長さが1 km以上3 km未満）		
2	鉄道及び軌道の建設及び改良の事業					
3	土地区画整理事業	更地（自然地）				
		更地（市街地）				
4	市街地再開発事業	更地（市街地）				
5	都市計画法による開発行為の事業	更地（自然地）				
		更地（市街地）				
6	宅地造成等規制法による宅地造成の事業	更地（自然地）				
		更地（市街地）				
7	建築物の新築又は増改築の事業	新築	自然地			
			市街地	住宅		
		住宅以外の用途				
	増改築	すべての用途⇒住宅				
		すべての用途⇒住宅以外の用途				
8	駐車場又は資材置場の 新設又は増設の事業	すべて				
9	1 から 8 までに掲げる事業に準ずるものとして市規則で定める事業	土地利用の調整に関する条例第2条第5号イに該当するもの	自然地			
			市街地			
		高さが6.0 m以上の建築物				
		池の埋立て				

表2 各レベルによる調査及び予測の手法

レベル	調査及び予測の手法
I	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の概況に係わる情報を既存資料（文献・報告書等）により収集する。 ・ 環境配慮指針で定めている環境配慮項目に対する措置内容を詳しく記載する。 ①公害対策（典型公害対策、工事中の公害対策、交通公害対策、都市・生活型公害対策） ②快適環境（自然・歴史環境、人にやさしい環境） ③循環システム（循環型都市システム） ・ 評価項目のうち、周辺に影響を及ぼす項目について既存文献等により調査を行い、予測を行う。
II	<ul style="list-style-type: none"> ・ レベルIの内容を行う。 ・ 簡易な現地調査で完了すると思われる評価項目について現地調査を行い、予測を行う。
III	<ul style="list-style-type: none"> ・ レベルIIの内容を行う。 ・ 詳細な現地調査を行うことにより精度の高くなる評価項目の調査を行い、予測を行う。

第2節 環境影響評価準備書

環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）には、計画書に対する市長の意見を勘案し、評価項目並びに調査及び予測の手法について検討を加え、これらについて確定した後、調査、予測及び評価を行い、その結果を記載するものとする。

なお、必要に応じ、これらを確定した理由を明確にし、記載するものとする。

1 調査結果の整理

調査結果は、予測に用いられるように整理するとともに、周囲の概況と比較できるように整理する。

2 周辺地域の環境特性等及び対象事業の再検討

調査結果と計画書に記載された周囲の概況とを比較し、計画書で示した周辺地域の環境特性等に、再度考察を加え、周辺地域の環境特性等を明確にする。

また、この周辺地域の環境特性等を踏まえ、必要に応じ、事業計画の見直しを行う。

3 保全目標の設定

保全目標は、良好な環境を維持していくために設定するもので、第5章の個別的事項の中から適切に設定する水準とする。

保全目標は、環境基準が設定されている場合には、原則として環境基準によるものとするが、対象事業による環境への影響をできる限り低減させるよう配慮するものとする。また、現状において環境基準が達成されていない場合には、その旨を明確にするとともに、対象事業による環境への負荷を回避又は低減するための措置を検討した上で、保全目標を設定するものとする。

環境基準が設定されていない場合には、法令等による基準、大阪府環境保全目標、調査資料及び知見等を参考に周辺地域の環境特性等を考慮した上で、適切に設定する。

4 予測結果の整理

対象事業の計画内容及び計画策定段階で検討した環境の保全のための措置を前提に予測を行うものとする。

また、予測結果は、保全目標と対比できるように整理する。

5 評価

評価は、対象事業の実施により、周辺地域の環境に及ぼす影響について、その程度を予測結果に基づいて判断するために行うものである。

評価方法は、あらかじめ設定した保全目標と予測結果とを対比することにより行う。

6 環境保全対策の検討

環境影響の予測・評価の結果、新たな環境保全のための措置が必要となった場合又は環境保全対策を変更した場合には、その内容を明確にするとともに、その環境保全上の効果を加えて改めて予測・評価するものとする。

第3節 環境影響評価報告書

環境影響評価報告書（以下「報告書」という。）は、準備書に対する市長の意見を勘案し、準備書の記載事項に検討を加えた上で作成する。

なお、報告書を作成する段階で、準備書記載事項を変更する場合には、変更した内容とその理由を明確にする必要がある。

第4節 事後調査計画書

事後調査計画書は、報告書に記載した調査結果等を踏まえて作成する。

第5節 事後調査報告書

事後調査報告書は、事後調査計画書に基づき実施された事後調査の結果を整理・解析して作成する。

なお、結果の考察は、保全目標との対比、報告書の予測結果を検証することなどにより行うが、これらが著しく乖離し、影響が生じる場合には、新たな環境保全のための措置を検討し、予測・評価を行った上で、環境保全のための措置を講じるものとする。

第3章 図書の構成・記載事項

第1節 共通事項

計画書から事後調査報告書までの各図書の構成については、次節から第6節までによることとするが、各図書に共通する留意事項は次のとおりとする。

- 1 図書の体裁は、日本工業規格A4版とする。
- 2 記載内容を十分検討し、一貫性のある内容・表現方法となるよう努める。

- 3 簡潔・平易な表現を用い、また、図や写真などを活用して、理解しやすい内容となるように努める。
- 4 図書に用いる資料については、その出典を明確にすること。また、技術的・専門的な分析資料及び膨大となる資料については、原則として、目録を付した付属資料とし、脚注などで示すこととする。
- 5 調査において、貴重な生物等が確認された場合には、これらの盗掘などを避けるため、図書の記載に当たっては、確認された場所を範囲で示すなどの工夫をすることを妨げるものではない。
- 6 各図書の共通の記載内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 事業名称
 - (3) 事業区域
 - (4) 事業の目的及び内容
 - (5) 環境影響評価又は事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第2節 計画書

計画書には、前節6に掲げる事項のほか、次の事項を記載するものとする。

- (1) 事業区域及びその周囲の概況並びに事業区域に過去に建築物等が存していた場合には、直近の建築物等の概要
- (2) 環境影響要因
- (3) 評価項目
- (4) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法
- (5) 対象事業を実施するに当たり必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類

第3節 準備書

準備書には、第1節6に掲げる事項のほか、次の事項を記載するものとする。

- (1) 評価項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (2) 評価項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うに当たり、市長の技術的な助言があった場合には、その内容
- (3) 計画書に対しての市長の意見及びこれに対する事業者の見解
- (4) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - ① 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明確にならなかった項目に係るものを含む。）
 - ② 環境の保全のための措置（当該措置を講じることに至った検討内容を含む。）

- ③ ②に掲げる措置が将来判明する環境の状況に応じて講じるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
- ④ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- (5) 対象事業を実施するに当たり必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類
- (6) 環境配慮指針チェックリスト・環境配慮検討結果表

第4節 報告書

報告書には、第1節6に掲げる事項のほか、次の事項を記載するものとする。

- (1) 評価項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (2) 評価項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うに当たり、市長の技術的な助言があった場合には、その内容
- (3) 準備書に対しての市長の意見及びこれに対する事業者の見解
- (4) 準備書に対しての市長の意見を総合的に検討して、準備書の内容を変更した場合には、その内容
- (5) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - ① 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの（環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明確にならなかった項目に係るものを含む。）
 - ② 環境の保全のための措置（当該措置を講じることに至った検討内容を含む。）
 - ③ ②に掲げる措置が将来判明する環境の状況に応じて講じるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
 - ④ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- (6) 対象事業を実施するに当たり必要な法令又は条例の規定による許認可等の種類

第5節 事後調査計画書

事後調査計画書には、第1節6に掲げる事項のほか、次の事項を記載するものとする。

- (1) 計画書作成時から大きく変化のあった場合には、事業区域及びその周囲の概況
- (2) 対象事業に係る事後調査の項目、手法及び調査場所並びに評価項目のうち、事後調査を行わない項目については、その理由
- (3) 事後調査を行う時期・期間

第6節 事後調査報告書

事後調査報告書には、第1節6に掲げる事項のほか、次の事項を記載するものとする。

- (1) 事後調査を行った時期・期間
- (2) 事後調査の結果
- (3) 環境の保全のため、新たに措置を講じた場合又は内容を変更して措置を講じた場合には、その内容（当該措置を講じた場合の予測・評価の結果又は事後調査の結果を含む。）

第4章 評価項目並びに調査、予測及び評価の手法並びに事後調査

第1節 評価項目

評価項目は、調査、予測及び評価を行うための項目で、第2章第1節4の表に掲げる項目とし、対象事業の計画内容と周辺地域の環境特性等を十分に把握した上で、適切に選定する。

第2節 調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法

各評価項目の調査、予測及び評価の手法並びに事後調査の方法については、第5章に定めるとおりとする。なお、各評価項目に共通する基本的な考え方は、次のとおりとする。

1 調査の手法

- (1) 調査は、予測・評価すべき評価項目として選定したそれぞれの項目について、周囲の概況で把握した内容に加え、主に周辺地域の現況を把握し、予測、評価等に必要の資料を得るために行うものであることを考慮し、調査内容を決める必要がある。
- (2) 調査方法は、国、大阪府、豊中市などの公共機関が発行する資料や各種文献など最新の既存資料（経年変化も含む。）の収集を行い、不足分については、現地調査、専門家へのヒアリング等で補完する。
- (3) 現地調査を行うに当たって、既存の調査結果と相関分析等を行う場合には、調査地点、調査方法、調査時期等に留意する。
- (4) 対象事業が増設や増改築等の場合の調査は、現況の施設からの環境影響の程度を把握できるよう、調査地点、調査時期等を選択することが重要であり、また、得られた調査結果については、十分な解析を行う必要がある。

2 予測の手法

- (1) 予測は、調査によって把握された環境の現況が、対象事業の実施によって、将来どのように変化することになるかを明確にするために行うものであるが、対象事業の実施以外に起因する周辺地域の環境の変化についても勘案する必要がある。
- (2) 予測は、大気、水質、騒音、振動、交通量など公害の防止に係る項目では、数値理論モデルを用いて定量的に予測を行う方法が一般的であるが、その他にも模型実験、既存の類似事例の引用又は解析による方法などの手法の中から適切なものを選択して行う。また、自然環境の状態の変化や景観など、定量的な予測が困難な場合には、定性的に行うものとする。
- (3) 環境に著しい影響を及ぼすことが想定される評価項目については、より精度の高い手法を採用すること。また、それが困難な場合には、2種類以上の予測手法を用いて相互に精度の不足を補完するように努めること。

3 評価

評価は、あらかじめ設定した保全目標と予測結果とを対比することにより行うものであるが、保全目標は、極力定量的に設定し、それが困難な場合には定性的に設定するものとする。

なお、予測結果が保全目標を満足する場合であっても、対象事業の計画内容が、環境

への負荷の低減等を図っているかどうか考察することも必要である。

4 事後調査

- (1) 対象事業の着手後は、報告書等の記載事項の全般にわたって遵守状況を把握することが必要である。
- (2) (1)の事項のうち、環境影響評価により、実施した予測・評価において環境に及ぼす影響が大きいと想定された評価項目については、環境影響評価の結果との比較検討が可能となるよう、事後調査を行う。
- (3) 事後調査に当たっては、公害対策、植栽等の環境配慮指針の項目の履行状況についても調査を行う。

第5章 個別的事項

第1節 大気汚染

1 調査手法

(1) 調査項目

対象事業の計画内容及び周辺地域の環境特性等を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

① 大気質の状況

次に掲げる物質の濃度及びその変動の状況

- ア 大気汚染に係る環境基準に掲げる項目
- イ 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準に掲げる項目
- ウ ダイオキシン類
- エ 大阪府環境保全目標に掲げる項目

② 気象の状況

- ア 風向
- イ 風速
- ウ 気温等

③ その他必要事項

第2章第1節2に掲げる周囲の概況の表（以下「周囲の概況の表」という。）により把握した内容に加えて、予測・評価を行うに当たって詳細に必要な次の事項を調査する。

- ア 地形の状況
- イ 工作物の状況
- ウ 土地利用の状況
- エ 大気汚染物質の主要発生源の状況
- オ 関係法令・計画等
- カ その他予測・評価に必要な事項

(2) 調査方法等

① 大気質の状況

ア 調査地域・調査地点

調査地域は、対象事業の実施により大気質の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される地域とする。

調査地点は、対象事業の計画内容及び土地利用の状況、地形の状況等を考慮して設定する。

イ 調査時期・調査期間

大気質の状況を適切に把握し得る時期、期間とする。

ウ 調査方法

既存資料の収集整理を行い、現地調査を行う場合には、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

② 気象の状況

ア 調査地域・調査地点

大気質の予測、評価を行うために必要な気象状況を適切に把握し得る地域、地点を設定する。

なお、風向、風速及び気温については、必要に応じて鉛直分布の調査も行う。

イ 調査時期・調査期間

気象の状況を適切に把握し得る時期、期間とする。

ウ 調査方法

既存資料の収集整理を行い、現地調査を行う場合には、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

③ その他必要事項

ア 調査地域

「① 大気質の状況」の調査地域に準じる。

イ 調査方法

既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリングで補完する。

2 保全目標の設定

保全目標は、調査により判明した周辺地域の大気質の状況を勘案の上、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

なお、現状において環境基準が達成されていない場合には、その旨を明確にするとともに、対象事業による環境への負荷を回避又は低減するための措置を検討した上で、保全目標を設定するものとする。

(1) 環境基準

(2) 大阪府環境保全目標

(3) 関係法令等の基準等（排出基準等）

(4) その他の科学的知見

3 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は、次に掲げる物質のうち、対象事業の実施により、大気質の状況に変化を与える物質の濃度とする。

- ① 大気汚染に係る環境基準に掲げる項目
- ② 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準に掲げる項目
- ③ ダイオキシン類
- ④ 大阪府環境保全目標に掲げる項目

(2) 予測方法等

① 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地点を勘案し、対象となる大気質の状況を適切に把握し得る地点とする。

② 予測時期

対象事業が完了し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

③ 予測条件・予測方法

ア 予測条件の整理

調査で把握した内容のほか、事業計画の中から予測の前提となる次に掲げる事項について整理する。

a 固定発生源

汚染物質排出量、排出ガス量、稼働条件、煙源の位置その他必要な事項

b 移動発生源

汚染物質排出量、交通計画、道路構造その他必要な事項

イ 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 大気拡散式による方法
- b 風洞による模型実験による方法
- c 野外拡散実験による方法
- d 既存類似事例の引用又は解析による方法
- e その他適切な方法

4 評価手法

評価は、予測結果を保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査の方法

(1) 事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として次のとおりとする。

- ① 調査項目は予測項目とする。
- ② 調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。
- ③ 調査時期は予測時期とする。

- ④ 調査方法は第2章第1節5評価項目に関する調査及び予測の手法の選択により決定し、使用した方法（以下「事前調査で使用した方法」という。）による。
- (2) 事後調査において留意すべき事項は次のとおりである。
- ① 固定発生源からの影響濃度の把握が困難なものについては、発生源における汚染物質排出量の把握による。
 - ② 汚染物質の濃度の測定に当たっては、対象事業の実施に起因する濃度とバックグラウンド濃度を区別できる方法を検討する。
 - ③ 汚染物質の濃度の測定に当たっては、発生源状況の把握、気象調査等も併せて行う。

第2節 水質汚濁

1 調査手法

(1) 調査項目

対象事業の計画内容及び周辺地域の環境特性等を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

① 公共用水域の水質、底質の状況

次に掲げる物質の濃度及びその変動の状況

ア 生活環境の保全に関する環境基準に掲げる項目

イ 人の健康の保護に関する環境基準に掲げる項目

ウ ダイオキシン類

エ 大阪府環境保全目標に掲げる項目

② その他必要事項

周囲の概況の表により把握した内容に加えて、予測・評価を行うに当たって詳細に必要な次に掲げる事項を調査する。

ア 地形、地質の状況

イ 水質汚濁物質の主要発生源の状況

ウ 降水量の状況

エ 利水の状況

オ 関係法令・計画等

カ その他予測・評価に必要な事項

(2) 調査方法等

① 水質、底質の状況

ア 調査地域・調査地点

調査地域は、対象事業の実施により水質、底質の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される公共用水域とする。

調査地点は、対象事業の計画内容及び河川の状況、水域利用の状況等を考慮して設定する。

イ 調査時期・調査期間

水質、底質の状況を適切に把握し得る時期、期間とする。

ウ 調査方法

既存資料の収集整理を行い、現地調査を行う場合には、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

② その他必要事項

ア 調査地域

「① 水質、底質の状況」の調査地域に準じる。

イ 調査方法

既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリングで補完する。

2 保全目標の設定

保全目標は、調査により判明した周辺地域の水質、底質の状況を勘案の上、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

なお、現状において環境基準が達成されていない場合には、その旨を明確にするとともに、対象事業による環境への負荷を回避又は低減するための措置を検討した上で、保全目標を設定するものとする。

- (1) 環境基準
- (2) 大阪府環境保全目標
- (3) 関係法令等の基準等（排水基準等）
- (4) その他の科学的知見

3 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は、次に掲げる物質で、対象事業の実施により水質、底質の状況に変化を与える物質の濃度とする。

- ① 生活環境の保全に関する環境基準に掲げる項目
- ② 人の健康の保護に関する環境基準に掲げる項目
- ③ ダイオキシン類
- ④ 大阪府環境保全目標に掲げる項目

(2) 予測方法等

① 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地点を勘案し、対象となる水質、底質の状況を適切に把握し得る地点とする。

② 予測時期

対象事業が完了し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

③ 予測条件・予測方法

ア 予測条件の整理

調査で把握した内容のほか、事業計画の中から予測の前提となる次に掲げる事

項について、必要なものを整理する。

- a 汚染物質排出量
- b 稼働条件
- c 排水口条件
- d その他必要な事項

イ 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 水理モデルを用いた予測式による方法
- b 模型実験による方法
- c 既存の類似事例の引用又は解析による方法
- d その他適切な方法

4 評価手法

評価は、予測結果を保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査の方法

(1) 事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として次のとおりとする。

- ① 調査項目は予測項目とする。
- ② 調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。
- ③ 調査時期は予測時期とする。
- ④ 調査方法は事前調査で使用した方法による。

(2) 事後調査において留意すべき事項は次のとおりである。

- ① 汚染物質の濃度の測定に当たっては、対象事業の実施に起因する濃度とバックグラウンド濃度を区別できる方法を検討する。
- ② 汚染物質の濃度の測定に当たっては、発生源状況の把握、水象調査等も併せて行う。

第3節 土壌・地下水

1 調査手法

(1) 調査項目

対象事業の計画内容及び周辺地域の環境特性等を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

① 土壌・地下水の状況

次に掲げる物質の濃度又はその変動の状況

- ア 土壌の汚染に係る環境基準に掲げる項目
- イ 地下水の水質汚濁に係る環境基準に掲げる項目
- ウ ダイオキシン類
- エ 地盤沈下
- オ 地下水の水位

カ 大阪府環境保全目標に掲げる項目

② 土地履歴の状況

対象事業が予定されている地域の過去の土地利用の状況、汚染された土壌が存在する可能性

③ その他必要事項

周囲の概況の表により把握した内容に加えて、予測・評価を行うに当たって詳細に必要な次に掲げる事項を調査する。

ア 地形、地質の状況

イ 地下水及び地下帯水層の状況

ウ 利水の状況

エ 農作物の生産状況

オ 関係法令・計画等

カ その他予測・評価に必要な事項

(2) 調査方法等

① 土壌・地下水の状況

ア 調査地域・調査地点

調査地域は、対象事業の実施により土壌・地下水の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される地域（帯水層を含む。）とする。

調査地点は、対象事業の計画内容及び土壌中の対象物質の濃度・分布状況、地下水の流動状況、地盤沈下の状況等を考慮して設定する。

イ 調査時期・調査期間

土壌・地下水及び地盤沈下の状況を適切に把握し得る時期、期間とする。

ウ 調査方法

既存資料の収集整理を行い、現地調査を行う場合には、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

② 土地履歴の状況

ア 調査地域

対象事業が予定されている地域全体とする。

イ 調査方法

過去の土地利用図、地形図、住宅地図、航空写真、社史等の既存資料の収集整理により行い、必要に応じて関係者等へのヒアリングで補完する。

③ その他必要事項

ア 調査地域

「① 土壌・地下水の状況」の調査地域に準じる。

イ 調査方法

既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査や関係機関へのヒアリングで補完する。

2 保全目標の設定

保全目標は、調査により判明した周辺地域の土壌・地下水の状況を勘案の上、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

なお、現状において環境基準が達成されていない場合には、その旨を明確にするとともに、対象事業による環境への負荷を回避又は低減するための措置を検討した上で、保全目標を設定するものとする。

- (1) 環境基準
- (2) 大阪府環境保全目標
- (3) 関係法令等の基準等（規制基準等）
- (4) その他の科学的知見

3 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は、次に掲げる項目で、対象事業の実施により、土壌・地下水の状況に変化を与える物質及び地盤の変形等の状況とする。

- ① 土壌の汚染に係る環境基準に掲げる項目
- ② 地下水の水質汚濁に係る環境基準に掲げる項目
- ③ ダイオキシン類
- ④ 地盤沈下
- ⑤ 地下水の水位
- ⑥ 大阪府環境保全目標に掲げる項目

(2) 予測方法等

① 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地点を勘案し、対象となる土壌・地下水汚染・地盤沈下等の状況を適切に把握し得る地点とする。

② 予測時期

対象事業が完了し、事業活動が定常の状態になる時期とするが、地盤の状況を把握するにあたっては、完了時点及び施設等の稼働が最大になった時点など、地盤沈下の状況を適切に把握できる時点とする。

③ 予測条件・予測方法

ア 予測条件の整理

調査で把握した内容のほか、事業計画の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 土壌汚染物質の排出濃度
- b 土壌汚染物質の排出量
- c 地下水の水位
- d 地下水の流況の変化
- e その他必要な事項

イ 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 既存の類似事例の引用又は解析による方法
- b 汚染物質負荷量又は排出濃度と土壌の状況等から予測する方法
- c 理論式又は数理モデルを用いて予測する方法
- d その他適切な方法

4 評価手法

評価は、予測結果を保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査の方法

- (1) 事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として次のとおりとする。
 - ① 調査項目は予測項目とする。
 - ② 調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。
 - ③ 調査時期は予測時期とする。
 - ④ 調査方法は事前調査で使用した方法による。
- (2) 汚染物質の測定に当たっては、発生源状況の把握、地質調査等も併せて行う。

第4節 騒音

1 調査手法

(1) 調査項目

対象事業の計画内容及び周辺地域の環境特性等を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

① 騒音、低周波音の状況

次に掲げる項目の騒音レベル又は音圧レベル及びこれらの変動の状況

ア 環境騒音(総合騒音)

イ 工場・事業場騒音

ウ 鉄軌道騒音

エ 低周波音

オ 大阪府環境保全目標に掲げる項目

② その他必要事項

周囲の概況の表により把握した内容に加えて、予測・評価を行うに当たって詳細に必要な次に掲げる事項を調査する。

ア 地形の状況

イ 工作物の状況

ウ 土地利用の状況

エ 騒音の主要発生源の状況

オ 関係法令・計画等

カ その他予測・評価に必要な事項

(2) 調査方法等

① 騒音、低周波音の状況

ア 調査地域・調査地点

調査地域は、対象事業の実施により騒音、低周波音の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される地域とする。調査地点は、対象事業の計画内容及び土地利用の状況（住居、学校、病院等）、地形の状況等を考慮して設定する。なお、必要に応じて高さ方向の地点も調査する。

イ 調査期間・調査時間帯

調査期間は、騒音、低周波音の状況を適切に把握し得る期間とする。

調査時間帯は、騒音、低周波音の状況を適切に把握し得る時間帯及び騒音の影響が大きいと想定される時間帯とする。

ウ 調査方法

既存資料の収集整理を行い、現地調査を行う場合には、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

なお、対象事業の計画内容及び予測・評価の内容に応じて、環境騒音（総合騒音）、特定騒音について、等価騒音レベル、時間率騒音レベル、騒音レベルの最大値等及び低周波音の音圧レベル等を整理する。

② その他必要事項

ア 調査地域

「① 騒音、低周波音の状況」の調査地域に準じる。

イ 調査方法

既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリングで補完する。

2 保全目標の設定

保全目標は、調査により判明した周辺地域の騒音、低周波音の状況を勘案の上、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

なお、現状において環境基準が達成されていない場合には、その旨を明確にするとともに、対象事業による環境への負荷を回避又は低減するための措置を検討した上で、保全目標を設定するものとする。

- (1) 環境基準
- (2) 大阪府環境保全目標
- (3) 関係法令等の基準等（規制基準等）
- (4) その他の科学的知見

3 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は、次に掲げる項目で、対象事業の実施により、変化する騒音レベル又は音圧レベルとする。

なお、対象事業の計画内容及び予測・評価の内容に応じて、環境騒音（総合騒音）、特定騒音の等価騒音レベル、時間率騒音レベル、騒音レベルの最大値等及び低周波音の音圧レベルを予測項目とする。

- ① 環境騒音（総合騒音）
- ② 工場・事業場騒音
- ③ 鉄軌道騒音
- ④ 低周波音
- ⑤ 大阪府環境保全目標に掲げる項目

(2) 予測方法等

① 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地域のうちから当該地域の騒音、低周波音を代表すると予想される地点又は騒音、低周波音の発生源に近接する地点などを適切に選定する。
なお、必要に応じて高さ方向の地点も予測する。

② 予測時期

対象事業が完了し、事業活動が定常の状態になる時期、時間帯とする。

③ 予測条件・予測方法

ア 予測条件の整理

調査で把握した内容のほか、事業計画の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

a 工場・事業場騒音

建物の構造、音源の位置・数、稼働条件その他必要な事項

b 鉄軌道騒音

鉄道構造、橋梁等の構造、列車速度、保全対策その他必要な事項

c 低周波音

周波数特性その他必要な事項

イ 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

a 理論モデルによる方法

b 経験的モデルによる方法

c 既存の類似事例の引用又は解析による方法

d その他適切な方法

4 評価手法

評価は、予測結果を保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査の方法

- (1) 事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として次のとおりとする。

- ① 調査項目は予測項目とする。
 - ② 調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。
 - ③ 調査時期は予測時期とする。
 - ④ 調査方法は事前調査で使用した方法による。
- (2) 事後調査において留意すべき事項は次のとおりである。
- ① 騒音レベルの測定に当たっては、対象事業の実施に起因する騒音レベルとその他の騒音レベルを区別できる方法を検討する。
 - ② 騒音レベル及び音圧レベルの測定に当たっては、音源の稼働状況等の調査も併せて行う。

第5節 振動

1 調査手法

(1) 調査項目

対象事業の計画内容及び周辺地域の環境特性等を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

① 振動の状況

次に掲げる項目の振動レベル及びその変動の状況

- ア 環境振動
- イ 工場・事業場振動
- ウ 鉄軌道振動
- エ 大阪府環境保全目標に掲げる項目

② その他必要事項

周囲の概況の表により把握した内容に加えて、予測・評価を行うに当たって詳細に必要な事項

- ア 地形・地質の状況
- イ 土地利用の状況
- ウ 振動の主要発生源の状況
- エ 関係法令・計画等
- オ その他予測・評価に必要な事項

(2) 調査方法等

① 振動の状況

ア 調査地域・調査地点

調査地域は、対象事業の実施により振動の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される地域とする。

調査地点は、対象事業の計画内容及び土地利用の状況（住居、学校、病院等）、地形・地質の状況等を考慮して設定する。

イ 調査期間・調査時間帯

調査期間は、振動の状況を適切に把握し得る期間とする。

調査時間帯は、振動の状況を適切に把握し得る時間帯及び振動の影響が大きいと想定される時間帯とする。

ウ 調査方法

既存資料の収集整理を行い、現地調査を行う場合には、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

なお、対象事業の計画内容及び予測・評価の内容に応じて、環境振動、特定振動について、振動レベルの最大値、時間率振動レベル等を整理する。

② その他必要事項

ア 調査地域

「① 振動の状況」の調査地域に準じる。

イ 調査方法

既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリングで補完する。

2 保全目標の設定

保全目標は、調査により判明した周辺地域の振動の状況を勘案の上、次に示す事項を参考に適切に設定する。

- (1) 関係法令等の基準等（規制基準等）
- (2) 大阪府環境保全目標
- (3) その他の科学的知見

3 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は、次に掲げる項目で、対象事業の実施により、変化する環境振動及び特定振動の振動レベルとする。

なお、対象事業の計画内容及び予測・評価の内容に応じて、環境振動、特定振動について、振動レベルの最大値、時間率振動レベル等を予測項目とする。

- ① 環境振動
- ② 工場・事業場振動
- ③ 鉄軌道振動
- ④ 大阪府環境保全目標に掲げる項目

(2) 予測方法等

① 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地域のうちから当該地域の振動を代表すると予想される地点又は振動の発生源に近接する地点などを適切に選定する。

② 予測時期

対象事業が完了し、事業活動が定常の状態になる時期、時間帯とする。

③ 予測条件・予測方法

ア 予測条件の整理

調査で把握した内容のほか、事業計画の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

a 工場・事業場振動

建物の構造、振動源の位置・数、稼働条件その他必要な事項

b 鉄軌道振動

鉄道構造、橋梁等の構造、列車速度、保全対策その他必要な事項

イ 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

a 理論モデルによる方法

b 経験的モデルによる方法

c 既存の類似事例の引用又は解析による方法

d その他適切な方法

4 評価手法

評価は、予測結果を保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査の方法

(1) 事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として次のとおりとする。

① 調査項目は予測項目とする。

② 調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。

③ 調査時期は予測時期とする。

④ 調査方法は事前調査で使用した方法による。

(2) 事後調査において留意すべき事項は次のとおりである。

① 振動レベルの測定に当たっては、対象事業の実施に起因する振動レベルとその他の振動レベルを区別できる方法を検討する。

② 振動レベルの測定に当たっては、振動源の稼働状況等の調査も併せて行う。

第6節 交通

1 調査手法

(1) 調査項目

対象事業の計画内容及び周辺地域の環境特性等を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

① 交通の状況

次に掲げる項目の状況

ア 自動車騒音

イ 道路交通振動

ウ 交通量

② その他必要事項

周囲の概況の表により把握した内容に加えて、予測・評価を行うに当たって詳細に必要となる次に掲げる事項を調査する。

ア 関係法令・計画等

イ その他予測・評価に必要な事項

(2) 調査方法等

① 自動車騒音、道路交通振動及び交通量の状況（以下「交通の状況」という。）

ア 調査地域・調査地点

調査地域は、対象事業の実施により交通の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される地域、地点とする。

イ 調査時期・時間帯

交通の状況を適切に把握し得る時期、時間帯とする。

ウ 調査方法

既存資料の収集整理を行い、現地調査を行う場合には、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

② その他必要事項

ア 調査地域

「① 交通の状況」の調査地域に準じる。

イ 調査方法

既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリングで補完する。

2 保全目標の設定

保全目標は、調査により判明した周辺地域の交通の状況を勘案の上、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

なお、現状において環境基準が達成されていない場合には、その旨を明確にするとともに、対象事業による環境への負荷を回避又は低減するための措置を検討した上で、保全目標を設定するものとする。

(1) 交通の状況に著しい影響を及ぼさない水準

(2) その他の科学的知見

3 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は、次に掲げる項目で、対象事業の実施により、変化する交通の状況とする。

① 自動車騒音

② 道路交通振動

③ 交通量

(2) 予測方法等

① 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地点を勘案し、変化する交通の状況を適切に把握し得る地点とする。

② 予測時期

対象事業が完了し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

③ 予測条件・予測方法

ア 予測条件の整理

調査で把握した内容のほか、利用車両の台数、出入口の位置その他必要な事項について整理する。

イ 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 伝搬理論計算式による方法
- b 経験式による方法
- c 既存の類似事例の引用又は解析による方法
- d その他適切な方法

4 評価手法

評価は、予測結果を保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査の方法

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として次のとおりとする。

- ① 調査項目は予測項目とする。
- ② 調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。
- ③ 調査時期は予測時期とする。
- ④ 調査方法は事前調査で使用した方法による。

第7節 気象

1 調査手法

(1) 調査項目

対象事業の計画内容及び周辺地域の環境特性等を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

① 気象の状況

次に掲げる項目の状況。なお、必要であれば、上空の風の状況についても調査する。

- ア 風向
- イ 風速
- ウ 局地風（ビル風等）

- エ 気温
- オ 湿度等

② その他必要事項

周囲の概況の表により把握した内容に加えて、予測・評価を行うに当たって詳細に必要な事項を調査する。

- ア 地形の状況
- イ 工作物の状況
- ウ 土地利用の状況
- エ その他予測・評価に必要な事項

(2) 調査方法等

① 気象の状況

ア 調査地域・調査地点

調査地域は、対象事業の実施により気象の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される地域とする。調査地点は、対象事業の計画内容及び気象の状況等を考慮して設定する。

上空の風向・風速の調査地点は、対象事業が予定されている地域の上空又はこれと同等のデータを得られる地点とする。

地表付近の風向・風速の調査地域は、対象事業の実施により風の状況に相当程度変化を及ぼすと想定される地域とする。

イ 調査時期・調査期間

気象の状況を適切に把握し得る時期、期間とする。

ウ 調査方法

既存資料の収集整理を行い、現地調査を行う場合には、公的機関が定めた方法又は一般的に用いられている精度の高い方法を用いる。

② その他必要事項

ア 調査地域

「① 気象の状況」の調査地域に準じる。

イ 調査方法

既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリングで補完する。

2 保全目標の設定

保全目標は、調査により判明した周辺地域の気象の状況を勘案の上、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 日常生活に著しい影響を及ぼさない水準
- (2) その他の科学的知見

3 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は、次に掲げる項目で、対象事業の実施により変化する気象の状況とす

る。

- ① 風向
- ② 風速
- ③ 局地風（ビル風等）
- ④ 気温
- ⑤ 湿度等

(2) 予測方法等

① 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地点を勘案し、変化する風の状況を適切に把握し得る地点とする。

② 予測時期

対象事業が完了し、事業活動が定常の状態になる時期とする。

③ 予測条件・予測方法

ア 予測条件の整理

調査で把握した内容のほか、事業計画の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 建設予定工作物の規模・配置等
- b 地形改変計画
- c その他必要な事項

イ 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

なお、予測に当たっては、予測の適用範囲、予測に用いた諸量の数値、予測計算の過程などを明確にする。

- a 理論計算式による方法
- b 風洞実験による方法
- c 既存の類似事例の引用又は解析による方法
- d その他適切な方法

4 評価手法

評価は、予測結果を保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査の方法

(1) 事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として次のとおりとする。

- ① 調査項目は予測項目とする。
- ② 調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。
- ③ 調査時期は予測時期とする。
- ④ 調査方法は事前調査で使用した方法による。

(2) 住民等への聞き取り調査なども検討することとする。

第8節 生態系

1 調査手法

(1) 調査項目

対象事業の計画内容及び周辺地域の環境特性等を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

① 植物・動物の状況

ア 陸生植物の状況

- a 植物相及び植生の状況（生育種、分布状況、現存量、生育環境）
- b 注目すべき植物群落の状況
- c 大木の分布

イ 陸生動物の状況

- a 動物相の状況（生息種、分布状況、密度又は現存量）
- b 注目すべき種、生息地（群集）の状況

ウ 水生生物の状況

- a 水生植物・水生動物の状況
- b 注目すべき水生生物の状況

エ 地域を特徴づける生態系の状況

生息・生育環境との関わり、生物相互の関わり（食物連鎖等）

② その他必要事項

周囲の概況の表により把握した内容に加えて、予測・評価を行うに当たって詳細に必要な次に掲げる事項を調査する。

ア 地形・地質の状況

イ 土壌の状況

ウ 底質の状況

エ 水質汚濁の状況

オ 土地利用の状況

カ 関係法令・計画等

キ その他予測・評価に必要な事項

(2) 調査方法等

① 植物・動物の状況

ア 調査地域・調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、生態系に影響を及ぼすと想定される地域とする。

調査地点は、対象事業の計画内容及び既存資料、現地踏査結果等を参考に設定する。

イ 調査時期・調査期間

植物・動物の状況を把握するのに適した時期及び季節的変動を把握し得る期

間とする。

ウ 調査方法

既存資料の収集整理を行い、現地調査を行う場合には、調査対象に応じた学術的に一般に用いられている次の方法を用いる。

a 陸生植物

植物相調査、植生調査（組成表・群落断面模式図、注目すべき種、植物群落の分布及び特性）、聞き取り調査

b 陸生動物

動物相調査、注目すべき動物個体、動物種及び生息地（群集）調査、聞き取り調査、アンケート調査

c 水生生物

目視観察調査、方形枠法等の調査、聞き取り調査

d 地域を特徴づける生態系

学術的に一般に用いられている調査・解析等

② その他必要事項

ア 調査地域

「① 植物・動物の状況」の調査地域に準じる。

イ 調査方法

既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査、関係機関へのヒアリング等で補完する。

2 保全目標の設定

保全目標は、調査により判明した周辺地域の植物・動物の現況等を勘案の上、保全対象を選定し、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 地域の植物相及び植生に著しい影響を及ぼさない水準
- (2) 地域の動物の生息環境に著しい影響を及ぼさない水準
- (3) 自然環境に著しい影響を及ぼさない水準
- (4) その他の科学的知見

3 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は、次に掲げる項目で、対象事業の実施により変化する植物・動物・生態系の状況及び保全対象植物・動物とする。

- ① 陸生植物
- ② 陸生動物
- ③ 水生生物
- ④ 地域を特徴づける生態系

(2) 予測方法等

① 予測地域

原則として調査地域とする。

② 予測時期

対象事業に係る工事の完了後一定期間をおいた時期とする。なお、季節等を考慮すること。

③ 予測条件・予測方法

ア 予測条件の整理

調査で把握した内容のほか、事業計画の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 工事施工計画
- b 土地改変計画
- c 樹林の伐採計画
- d 土地利用計画
- e 植生保全計画
- f 緑化計画
- g その他必要な事項

イ 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 事業計画の内容から推定する方法
- b 既存の類似事例の引用又は解析による方法
- c その他適切な方法

4 評価手法

評価は、予測結果を保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査の方法

(1) 事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として次のとおりとする。

- ① 調査項目は予測項目とする。
- ② 調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。
- ③ 調査時期は予測時期とする。
- ④ 調査方法は事前調査で使用した方法による。

(2) 周辺の住民等への聞き取りによる調査方法も検討する。

第9節 景観

1 調査手法

(1) 調査項目

対象事業の計画内容及び周辺地域の環境特性等を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

① 景観等の状況

ア 自然景観、歴史的・文化的景観、都市景観の特性

主要な景観の構成要素（土地利用状況、緑地、樹木、樹林、丘陵、道路、河川、

橋梁、指定文化財等)

イ 主要な眺望地点（近景域、中景域、遠景域）からの景観等

主要な眺望地点の位置及び分布状況、眺望地点からの景観の特徴、眺望領域、景勝地の種類

② その他必要事項

周囲の概況の表により把握した内容に加えて、予測・評価を行うに当たって詳細に必要な次の事項を調査する。

ア 事業区域に過去に建築物等が存していた場合には、直近の建築物等の概要

イ 関係法令・計画等

ウ その他予測・評価に必要な事項

(2) 調査方法等

① 景観等の状況

ア 調査地域・調査地点

調査地域は、対象事業の実施により、主要な眺望地点からの可視領域のうち、景観に相当程度影響を及ぼすと想定される地域とする。

調査地点は、対象事業の計画内容及び周辺地域景観の特性等を参考に設定する。

イ 調査時期・調査時間帯

調査時期は、景観の状況が把握できる適切な時期とする。

調査時間帯は、事業の内容に応じた時間帯とする。

ウ 調査方法

a 自然景観、歴史的・文化的景観、都市景観の特性

地形図、住宅地図、土地利用図等既存資料の収集整理及び写真撮影等現地調査(周辺を含む。)の方法による。

b 主要な眺望地点からの景観等

地形図、住宅地図、土地利用図等既存資料の収集整理及び写真撮影等現地調査の方法による。

② その他必要事項

ア 調査地域

「① 景観等の状況」の調査地域に準じる。

イ 調査方法

既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査で補完する。

2 保全目標の設定

保全目標は、調査により判明した周辺地域の景観の状況を勘案の上、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

(1) 周辺景観との調和を著しく損なわない水準であること（屋根及び壁面の色彩並びにその形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。）。)

(2) 良好な都市景観の形成に配慮したものであること。

3 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は、次に掲げる項目で、対象事業の実施により変化する景観の状況とする。

- ① 自然景観
- ② 歴史的・文化的景観
- ③ 都市景観

(2) 予測方法等

① 予測地域・予測地点

予測地域は、原則として調査地域とする。

予測地点は、調査地点を勘案し、変化する景観の状況を適切に把握し得る地点とする。

② 予測時期

原則として工事完了直後及び必要に応じてその後の適切な時期とする。

③ 予測条件・予測方法

ア 予測条件の整理

調査で把握した内容のほか、事業計画の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 建設予定工作物等の規模、配置、デザイン
- b 地形改変計画
- c 修景計画
- d その他必要な事項

イ 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 周辺地域を含めた完成予想図又は合成写真等による方法
- b 周辺地域を含めた模型による方法
- c 既存の類似事例の引用又は解析による方法
- d その他適切な方法

4 評価手法

評価は、予測結果を保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査の方法

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として次のとおりとする。

- ① 調査項目は予測項目とする。
- ② 調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。
- ③ 調査時期は予測時期とする。
- ④ 調査方法は事前調査で使用した方法による。

第10節 文化財

1 調査手法

(1) 調査項目

対象事業の計画内容及び周辺地域の環境特性等を勘案し、次に掲げる項目のうちから必要なものを選択する。

① 文化財の状況

次に掲げる項目の種類、所在、指定区分、概要等。なお、埋蔵文化財包蔵地にあっては、所在、内容、分布状況、周知の有無等

ア 史跡

イ 有形文化財

ウ 埋蔵文化財等

② その他必要事項

周囲の概況の表により把握した内容に加えて、予測・評価を行うに当たって詳細に必要な次に掲げる事項を調査する。

ア 関係法令・計画等

イ その他予測・評価に必要な事項

(2) 調査方法等

① 文化財の状況

ア 調査地域・調査地点

対象事業の実施により文化財に影響を及ぼすと想定される地域、地点とする。

イ 調査方法

既存資料の収集整理を行い、必要に応じ現地調査を行う。なお、現地調査は、関係機関等の意見を参考にして行い、その結果を適正に記録しておくこと。

② その他必要事項

ア 調査地域

「① 文化財の状況」の調査地域に準じる。

イ 調査方法

既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地調査で補完する。なお、現地調査を行った場合には、その結果を適正に記録しておくこと。

2 保全目標の設定

保全目標は、調査により判明した周辺地域の文化財の現況等を勘案の上、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)、大阪府文化財保護条例(昭和44年大阪府条例第5号)、豊中市文化財保護条例(昭和61年豊中市条例第34号)等の基準

(2) 文化財の保存に配慮したものであること。

3 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は次に掲げる項目で、対象事業の実施による現状変更、改変等の程度とする。

- ① 史跡
- ② 有形文化財
- ③ 埋蔵文化財等

(2) 予測方法等

① 予測地域・予測地点

原則として調査地域、調査地点とする。

② 予測時期

対象事業に係る工事の着手後で、文化財への影響が発生すると想定される適切な時期とする。

③ 予測条件・予測方法

ア 予測条件の整理

調査で把握した内容のほか、事業計画の中から予測の前提となる次に掲げる事項について、必要なものを整理する。

- a 地形改変計画
- b 土地利用計画
- c その他必要な事項

イ 予測方法

次に掲げる方法のうちから適切なものを選択する。

- a 事業計画の内容から推定する方法
- b 既存の類似事例の引用又は解析による方法
- c その他適切な方法

4 評価手法

評価は、予測結果を保全目標と対比することにより行う。

5 事後調査の方法

事後調査の調査項目、調査地点、調査時期、調査方法は、原則として次のとおりとする。

- ① 調査項目は予測項目とする。
- ② 調査地点は予測地域の代表的な地点又は予測地点とする。
- ③ 調査時期は予測時期とする。
- ④ 調査方法は事前調査で使用した方法による。

第11節 環境負荷

1 保全目標の設定

保全目標は、次に示す事項を参考に、適切に設定する。

- (1) 技術レベル、抑制効果及び経済性を総合的に勘案した対策により、温室効果ガス

排出量が可能な限り抑制されていること。

- (2) 省資源・省エネルギーなどの対応がなされていること。
- (3) ヒートアイランド現象の緩和に十分留意していること。

2 予測手法

(1) 予測項目

予測項目は、温室効果ガス（「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第2条第3項の物質）については種類ごとの排出量、省資源・省エネルギーについてはエネルギー削減量とする。

(2) 予測方法等

① 予測時期

対象事業が完了し、事業活動による排出量等が最も多いと想定される適切な時期とする。

② 予測方法

ア 「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成11年政令第143号）に規定する方法による。

イ 事業計画の内容から推定する方法

ウ その他適切な方法

3 評価手法

評価は、予測結果を保全目標と対比することにより行う。

第6章 その他

対象事業を行うに当たって、建築物等の解体を伴う場合には、アスベスト等有害物質について関係法令（大気汚染防止法、労働安全衛生法等）に基づき、適正に作業及び処理をすること。

また、対象事業の工事中における環境保全上の措置の内容を明確にすること。

附則（平成25年12月24日）

- 1 改正後の環境影響評価技術指針は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 改正後の環境影響評価技術指針は、平成26年4月1日（以下「実施日」という。）以後に提出された環境影響評価計画書（以下「計画書」という。）に係る環境影響評価対象事業について適用し、実施日の前日までに提出された計画書に係る環境影響評価対象事業については、なお、従前の例による。
- 3 事業者は、実施日の前日までにおいても、改正後の環境影響評価技術指針に基づき作成した計画書を提出することができる。

附則（平成30年3月22日）

この環境影響評価技術指針は、公布の日から実施する。

附則（平成30年7月1日）

この環境影響評価技術指針は、公布の日から実施する。

附則（令和4年4月1日）

この環境影響評価技術指針は、公布の日から実施する。

<参考>各図書に必要な記載事項

図書名 記載事項	計画書	準備書	報告書	事後調査 計画書	事後調査 報告書
提出書	○	○	○	○	○
1) 事業者の氏名及び住所	○	○	○	○	○
2) 事業名称	○	○	○	○	○
3) 事業区域	○	○	○	○	○
4) 事業の目的及び内容	○	○	○	○	○
5) 委託者の氏名及び住所	○	○	○	○	○
6) 事業区域及びその周囲の概況	○			△	
7) 環境影響要因	○				
8) 環境影響評価の項目	○	○	○		
9) 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法	○	○	○		
10) 法令又は条例の規定による許認可等の種類	○	○	○		
11) 市長の技術的な助言の内容		○	○		
12) 環境影響評価の結果		○	○		
調査の結果の概要、まとめ		○	○		
環境の保全のための措置		○	○		
当該環境の状況の把握のための措置		○	○		
環境影響の総合的な評価		○	○		
13) 市長意見及びこれに対する事業者の見解		○	○		
14) 環境配慮指針チェックリスト		○	○		
15) 準備書の内容を変更した事項			○		
16) 事後調査の項目、手法及び調査場所				○	
17) 事後調査を行わない項目およびその理由				○	
18) 事後調査の時期・期間				○	○
19) 事後調査の結果					○
20) 新規または変更した環境の保全のために講じた措置					○